一般社団法人沖縄県介護福祉士会賛助会員入会基準に係る規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人沖縄県介護福祉士会（以下「本会」と略す）定款第５条に規定する賛助会員の入会基準について必要な事項を定めるものとする。

（入会基準）

第２条　入会を承認する個人又は団体の基準は、この項に定めるところによる。

（１）　本会役員（理事・監事）が勤務する職場

（２）　医療保健福祉に関する専門職団体（沖縄県社会福祉士会等）

（３）　県内介護福祉士養成学校（沖縄アカデミー専門学校等）

（４）　県内保健福祉関係団体

（５）　その他本会と日常的に協力関係にある法人

２　入会を否認する個人又は団体の基準は、この項に定めるところによる。

（１）　過去に県・市町村から指定の取消・指定の効力の全部又は一部停止の行政処分を受けた者及び団体並びに関係者及び関係団体

（２）　過去に県・市町村からの報告等（実地検査）により改善勧告を受けているにも関わらずその後の具体的な改善に向けた取り組みを行わない者及び団体並びに関係者及び関係団体

（３）　雇用保険・社会保険等労働基準法を遵守していない者及び団体並びに関係者及び関係団体

（４）　介護・医療・保健・福祉等に関する事業や活動を展開していない者及び団体

（５）　現在又は過去において、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等に該当する者（以下これらを「暴力団員等」という。）

（６）　暴力団員等が経営を支配していると認められる団体

（７）　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる団体

（８）　役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体

３　第１項及び第２項の規定によらないものは、別途理事会において入会の認否を協議する。

（その他）

第３条　本規程に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

附則

この規程は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。